

1. 「人・農地プラン」とは？

集落・地域における話し合いによって、人と農地の問題を解決する未来の設計図が「人・農地プラン」です。

【協議内容】
◎今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
◎中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営体の複合化、6次産業化）

2. 「人・農地プラン」にはさまざまなメリットがあります

■**青年就農給付金**（原則45歳未満で独立自営就農する人）

国の定めた一定の要件を満たす新規就農者に対し、農業開始から経営が安定するまで年間150万円（最長5年間）給付されます。

■**農地集積協力金**（中心となる経営体に農地を貸し出すことへの支援）2種類あります。

①経営転換協力金

貸付などを行う面積	交付単価
0.5ha以下	30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	50万円／戸
2.0ha超	70万円／戸

〔交付要件〕

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者

- ② 農業部門を減少させ経営転換する農業者

- ③ リタイアする農業者

- ④ 農地の相続人

②分散錯圖解消協力金

5千円／10a

〔交付要件〕

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者

- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※交付対象者は、販売農家で、農地集積円滑化団体（熊本県の場合はJA）へ10年以上の白紙委任が必要です。※25年度からは、樹園地、野菜畑など（米・麦・大豆などの土地利用型農業以外）の円滑な経営継承も交付対象となります。

■スーパーL資金の貸付当初5年間無利子化

交付対象者は「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者です。

■経営体育成支援事業

中心経営体などが融資を活用して農業機械・施設などを導入する場合、融資残の自己負担部分に対し取得額の1／3までを上限として助成します。

※各種の支援措置には他にも要件がありますので詳細はお問い合わせください。

農業委員の任期は3年で、平成26年7月に任期満了となります

●問い合わせ
大津町農業委員会
☎096(293)6686

◆農業委員会委員選挙人名簿

農業委員会委員選挙人名簿は、本人の申請により作成するもので期限が1年限りです。そのため毎年登録申請書の提出が必要になります（農業委員会等に関する法律施行令第10条）。

特に平成26年度は任期満了による選挙予定の年です。自らの代表者を選ぶためにも、必ず登載申請をお願いします。

申請書は12月下旬に各農家へ郵送します。記入後、返信用封筒（茶色）で平成26年1月10日（金）までに必ず返送してください。

※申請書が届かない場合は農業委員会までご連絡ください。

◆農業委員の選挙権および被選挙権の資格要件

以下の①から③の要件を全て満たしていると農業委員会が認めた人

- ① その選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有している。

- ② 満20歳以上（平成6年4月1日までに生まれた人）で1,000㎡以上の農地を耕作している。

- ③ ②と同居（但し同一生計）の親族または配偶者で年間60日以上農業に従事している。

◆農業生産法人

一定面積以上（1,000㎡以上）の農地について耕作を営む農業生産法人（農地法第2条第3項に規定される法人）では、その法人の構成員（農事組合法人では組合員、株式会社では株主）であり、かつ年間60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた人でなければ、選挙権および被選挙権を有することはできません。

※注意事項

選挙人名簿は、申請に基づいて農業委員会が審査し作成します。選挙人名簿に記載されていないと、立候補・投票・リコール請求などができなくなります。



介護保険事業計画見直しに伴う実態調査にご協力をお願いします

●問い合わせ
役場保険医療課 介護保険係
☎096(293)3114

国民全体で高齢社会を支える制度として定着してきている介護保険制度。円滑な保険給付ができるように国が基本方針を定め3年ごとに介護保険事業計画を策定しています。

町では、第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の改定に向けて必要となる基礎資料を得るために、大津町、菊池市、合志市、菊陽町の2市2町合同でアンケート調査（「介護保険事業計画見直しに伴う実態調査」）を実施します。今後の町の保健福祉サービスに対する必要性などを把握する重要な調査となりますので、ご協力をお願いします。

■調査票発送時期

平成25年12月中旬頃発送予定

こども医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで引き上げました！

●問い合わせ
役場保険医療課 国保・医療係
☎096(293)3114

平成25年12月1日から、こども医療費に対する助成対象年齢を「小学校6年生」から「中学校3年生（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に引き上げました。

■「こども医療費受給者証」について

- 対象者全員に新しい「こども医療費受給者証」（オレンジ色）を11月下旬に送付しています。加入保険や住所、氏名などに変更がある場合は届出をお願いします。
- 新たに対象となる中学生は申請が必要です。まだ申請をしていない場合、中学生分の受給者証は送付できていません。お子さんの健康保険証・認め印・保護者名義の口座が分かるものを持参のうえ、役場保険医療課に申請してください。
- 小学生までの対象者が持っている以前の受給者証（水色）は、保護者が適正に処分するか、役場保険医療課まで返却してください。

■医療費の助成について

- 熊本県内の医療機関の外来診療（内科、歯科、調剤）については、健康保険証と受給者証を医療機関の窓口提示すると、一般的に自己負担額の支払は

■調査対象（無作為抽出）

- 介護保険の居宅サービスを利用している人
- 介護の認定を受けていて、サービスを利用していない人
- 65歳以上で介護保険の認定を受けていない人
- 40～64歳の人

■調査内容

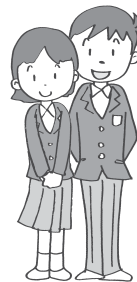
生活・健康状態や介護予防を含む保健福祉サービスに対するニーズ内容や介護保険サービス利用状況・利用意向など

■調査方法

無作為抽出した対象者に調査票を郵送しますので、返信用封筒で返送してください。

発生しません（保険適用分のみ）。

- 入院および熊本県外の医療機関の診療については、医療機関に自己負担分をお支払ください。その後、「こども医療費助成申請書兼請求書」に医療機関の証明をもらうか、もしくは、医療費の明細が記載された領収書（レシート不可）を添えて、認め印（シャチハタ不可）を持参して役場保険医療課に申請してください。後日、資格の申請時に登録した口座に自己負担分を振り込みます。
- 請求期間は医療を受けた月の末日から起算して6カ月以内です。期限を過ぎないように注意してください。
- 医療費が高額になった場合、加入している健康保険から医療費の給付が発生することがあります。そのときは、健康保険からの支給額が記載された明細書などを添えて申請してください。



12月15日(日)、支払い窓口を開きます！

●問い合わせ
各担当課にお問い合わせください

町税・国民健康保険税・住宅使用料・保育料・下水道受益者負担金など

日曜日に税金などの支払い窓口を開きます。支払いがお済みでない人は、この機会をぜひご活用ください。

※各種証明書などの発行事務は行いません。

■日時 12月15日(日) 午前9時～午後4時

■場所 役場2階各課窓口

■各支払いの問い合わせ

○町税・国民健康保険税 役場税務課 管理係
☎096(293)3117

○住宅使用料 役場住民課 住宅係
☎096(293)3112

○保育料 役場子育て支援課 子育て支援係
☎096(293)5981

○下水道受益者負担金など 役場下水道課 管理係
☎096(293)5679